



利用者向け
在宅難病患者等一時入院の手引

令和8年5月

静岡県健康福祉部医療局疾病対策課





はじめに

- 静岡県では、難病患者を介護する家族の負担の軽減と、風水害時における難病患者等の安全の確保を図るために、医療機関等の施設に一時的に入院できる制度を設けています。
- この手引では、制度を利用しようとする方に向けて、制度の概要や利用の手続きをできるだけ分かりやすく説明しています。
- 手引を御覧になった上で、是非、制度の利用について、主治医の先生と検討してみてください。
- 分からないことなどがありましたら、巻末に御案内している問合せ先まで御連絡ください。



目次

1. 制度の概要
2. 利用の手続
3. Q & A
4. 問合せ先



1 制度の概要

1-1 対象となる難病患者等

1-2 一時入院できる施設

1-3 費用

1-1 対象となる難病患者等

- ①県内に住所を有し、②在宅で人工呼吸器を使用し又は気管の切開により頻回に喀痰を吸引することを必要としている、③以下の1から3に該当する方が対象です。

1. 難病患者 (特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証の所持者)
2. 医療的ケア児
3. 医療的ケア者

※制度の利用には、原則、事前申請が必要です。



1-2 一時入院できる施設

以下の条件を満たす病院、有床診療所又は福祉施設が対象です。

1. 72時間以上連続稼働可能な非常用自家発電設備を有していること
2. 常勤の医師を配置し、難病患者等へ急変時の医療提供が可能なこと

1-3 費用

制度を利用するためには以下の費用がかかります。

1. 一時入院費用（利用料金）

施設によって異なりますが、おおむねの金額はあらかじめ条件確認書で定めておきます。
施設からは、県補助額を差し引いた額が利用者に請求されます。

（県補助金：[事前避難入院] 9割、10万円/日上限 [レスパイト入院] 19,270円/日上限）
健康保険や医療費助成の対象ではありませんので御注意ください。

2. 移動費用

施設までの移動に介護タクシー等を利用する場合は、別途料金が必要となります。

3. 医療状況等情報提供書作成費用

制度の利用に当たっては、あらかじめ主治医に医療状況等情報提供書を作成してもらう必要があります。
作成には文書料がかかる場合があります。医療機関によって異なりますので、主治医にお問合せください。



2 利用の手続

2-1 一時入院する施設を決めておく

2-2 一時入院する

2-1 一時入院する施設を決めておく①

情報 提供書

- 主治医に医療状況等情報提供書（様式第2号）の作成を依頼しましょう。依頼する際には、リーフレット「難病患者の主治医の方へ」と、医療状況等情報提供書の様式を持参してください。
- 併せて候補施設について助言を求めても良いでしょう。

連絡

- コーディネーターに連絡し、候補施設との調整を依頼しましょう。
難病診療連携コーディネーター（浜松医科大学医学部附属病院 難病医療相談支援室）平日8:30-16:45
〒431-3192 浜松市中央区半田山1-20-1 電話：053-435-2477 E-MAIL：nanbyou@hama-med.ac.jp
- 医療的ケア児・者については、静岡県障害福祉課に連絡してください。
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 電話：054-221-2366 E-mail：shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp

条件 確認書

- 施設に連絡し、サービス内容や利用料金の説明を受けましょう。
- 施設の決定後、サービス内容や利用料金の概算額が記載された条件確認書が届きます。
- 条件確認書の内容を確認したら、署名して、施設に返送します。
- 条件確認書の写しは手元に保管しておきましょう。

2-1 一時入院する施設を決めておく②

利用申請

- 在宅難病患者等一時入院支援事業利用申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、医療状況等情報提供書（様式第2号）と条件確認書の写しを添えて、難病診療連携コーディネーター又は県障害福祉課に送付します。

利用決定

- 県から、在宅難病患者等一時入院決定通知書（様式第3号）が届きます。
- 年間（4月～翌年3月）において14日間まで一時入院の利用が可能です。

2-2 一時入院する

入院の 連絡

- 入院したい日が決まったら、施設、主治医、静岡県疾病対策課に連絡しましょう。
疾病対策課 電話：054-221-3393 E-MAIL：shippei@pref.shizuoka.lg.jp

受入れの 連絡

- 施設から、受入れの可否と受入日時の連絡があります。
- 受入れできない旨の連絡があったら、難病診療連携コーディネーターに連絡してください。

一時入院

- 施設の指示に従って、一時入院します。
- 施設から費用を請求されるので、支払います。（健康保険や医療費助成は使えません。）



3 Q & A

3 Q & A

Q 1 どのような場合に一時入院できるのですか。

A 1 台風などの風水害発生が見込まれる場合の安全確保（事前避難入院）、患者を介護する家族の休息（レスパイト入院）を目的とする一時入院に利用が可能です。

Q 2 事前避難入院にかかる費用はおおむねどの程度ですか。

A 2 入院先の医療機関等によって異なります。規模が大きく設備の整っている施設は、比較的高額となる場合があります。

【費用の目安】（1泊2日の場合）

- ・ 入院費用 10,000円～20,000円程度（利用者1割負担）
- ・ 移動費用 介護タクシー往復料金

3 Q & A

Q 3 主治医に相談してから実際に入院できるまでにどれくらいの日数がかかりますか。

A 3 候補施設との調整の進み具合次第であり、一概にはお答えできません。難病診療連携コーディネーターに利用申請していただいてから、県の決定通知まではおおむね3週間です。

Q 4 入院の予定はいつ頃連絡すれば良いですか。

A 4 レスパイトを目的とする利用など、早めに予定が分かる場合は、できる限り予定日の2週間前までに連絡してください。風水害時の事前避難の場合など、直ちに利用したい場合は、この限りではありません。速やかに施設に連絡してください。



4 問合せ先

4 問合せ先

○制度・補助金に関すること

静岡県健康福祉部医療局疾病対策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話：054-221-3393 E-MAIL：shippei@pref.shizuoka.lg.jp

○施設との調整に関すること

【難病患者】難病診療連携コーディネーター

〒431-3192 浜松市中央区半田山1丁目20番1号

浜松医科大学医学部附属病院 難病医療相談支援室 [平日8:30-16:45]

電話：053-435-2477 E-MAIL：nanbyou@hama-med.ac.jp

【医療的ケア児・者】静岡県健康福祉部障害福祉課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話：054-221-2366 E-MAIL：shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp